

報 第 2 4 号

専決処分報告について

（地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例の一部を改正する条例）

本市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年（2024年）5月21日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専第23号

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な基準を
定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）4月25日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に
必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な
基準を定める条例（平成26年条例第57号）の一部を次のように
改正する。

第4条第2項中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140
条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例（平成26年12月22日条例第57号）

改正後	改正前
<p>(人員配置基準) 第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の区域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(人員配置基準) 第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の区域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>